

【案】

江戸川区マンション管理適正化推進計画 (計画期間：令和 5 年●月～令和 10 年 3 月)

令和 5 年●月●日

マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号。以下「法」という。）第 3 条の 2 第 1 項に基づき、マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針（令和 3 年国土交通省告示第 1286 号）のもと、江戸川区マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定める。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

区内におけるマンションの戸数は、令和 5 年 3 月末時点、54,021 戸で、そのうち高経年マンション（築 40 年以上のマンション）は 11,395 戸である。10 年後には約 1.7 倍、20 年後には約 3.1 倍と、今後高経年マンションの急増が予想され、更に所有者の高齢化による管理の担い手不足に伴う管理不全も懸念される。

このため、マンション管理の適正化に向けた取り組みにより、所有者による管理意識の向上を図り、管理不全の予防及び周辺環境への危害等の防止に努め、もって区民の安全安心な生活に寄与することを目標とする。

2 マンションの管理状況を把握するために江戸川区が講ずる措置に関する事項

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（平成 31 年東京都条例第 30 号）に基づき実施する管理状況の届出により、その管理状況の把握に努める。また、必要に応じ計画期間内において、管理の適正化に関する調査等を実施し、その管理状況の把握に努める。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法及び江戸川区マンション管理適正化指針に基づき、江戸川区マンション管理計画認定事務を実施する。また、必要に応じて助言・指導等を行う。

4 江戸川区マンション管理適正化指針に関する事項

区では、国土交通省の「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」に基づき、江戸川区マンション管理適正化指針（別紙 1）を定める。

本指針は、江戸川区内におけるマンションの管理組合が、マンション管理の適正化にあたり留意が求められる事項を示すものであり、本指針の内容について十分留意した上で、日常的なマンションの管理適正化に努めることが必要となる。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

区窓口・広報誌やホームページ等を通じて、マンションの管理の適正化及び管理計画認定制度の周知に努める。また、あわせて区の認定マンションに関する認定実績情報の公開によりその普及・啓発に努める。

6 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。